

(自治体向けの案内文)

2010年 月 日

情報公開 担当者 御中

全国市民オンブズマン連絡会議
事務局長 弁護士 新海 聡
〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-6-41
リブビル6階 弁護士法人リブレ内
TEL 052-953-8052 FAX 052-953-8050
<http://www.ombudsman.jp/>

全国情報公開度ランキングについての照会

前略

毎年全国市民オンブズマン連絡会議が行う「全国情報公開度ランキング」にご協力いただき、大変ありがとうございます。本年も、各自治体に対して同じ項目の公開度を比較する「全国情報公開度ランキング」を集計します。

昨年と同様に、各都道府県内の市レベルまで調査し、「全国情報公開度ランキング」を発表しようと計画しています。全国集計を9月初旬に富山市で行う「第17回全国市民オンブズマン大会」で発表する予定です。

今回の調査では、下記の通り、本照会への回答の形で、情報提供をお願いする次第です。

ご多忙中恐縮ですが、別紙アンケートにご回答の上、 月 日()までにご送付いただけますと幸いです。

草々

回答送り先・問合わせ先（地元集計担当）

*

〒

TEL

FAX

メール

（全国集計担当）

全国市民オンブズマン連絡会議

内田 e-mail office@ombudsman.jp

TEL 052-953-8052 F A X 052-953-8050

締め切り 月 日()まで

ご回答は、F A Xまたは、メールでも結構です。

2009 年度 全国情報公開度ランキング調査

2010.4 全国市民オンブズマン連絡会議

自治体名()

情報公開制度、条例等について

【質問】①～⑬ の担当者名()

連絡先 電話

FAX

メール

公共工事の入札の情報公開について

【質問】⑭～⑯ の担当者名()

連絡先 電話

FAX

メール

(以下の回答の基準日は 2010 年 1 月 1 日現在でお願いします。また、今後改定が計画されている場合は記載をお願いします。)

(各項のA、B、・のうち当てはまるものを選択してください。)

1、交際費調査

【質問】① 貴自治体における、首長交際費の支出相手先の公開基準(2010 年 1 月 1 日現在)について、お問い合わせします。

首長交際費を情報公開請求した際の、支出の相手方の団体名、氏名の開示基準は() である。

- A 非個人の全面公開、病氣見舞いを除く個人名は全て公開
(「交際費廃止」「病氣見舞い廃止」「見舞い全面公開」を含む)
- B 非個人の全面公開(法人・団体名はすべて開示)、個人名の一部の公開(個人は相手により一部非開示)
- C 非個人の全面公開(法人・団体名はすべて開示)、個人名はすべて非公開
- D 非個人の一部非公開(法人・団体名が一部非開示)(個人名は全面公開、一部公開も含む)
- E その他()

【質問】② 首長交際費の相手方情報はインターネット上で()である

- A 非個人の全面公開、病気見舞いを除く個人名は全て公開
(「交際費廃止」「病気見舞い廃止」「見舞い全面公開」を含む)
- B 非個人の全面公開、個人名の一部の公開(個人は相手により一部非開示)
- C 非個人の全面公開、個人名はすべて非公開(法人・団体名はすべて開示)
- D 非個人の一部非公開(法人・団体名が一部非開示)
(個人については公開、一部公開も含む)
- E 月毎の総額(または使途別の金額)のみ公開
- F 公開していない
- G その他()

2、情報公開条例について

貴自治体における、情報公開条例の内容について、お問い合わせします。

2010年1月1日現在の内容について、A～のうち当てはまるものを選択してください。

【質問】③ 閲覧手数料について、(注:コピー代(複写手数料)のことではありません)
情報公開請求時または交付時に、閲覧手数料を()

- A 取らない
- B 条件付きで取る(条件は)
- C 取る
- D 現在は取らないが、情報公開審査会等で制度変更を検討中

【質問】④ 請求権者について、貴自治体への情報公開請求
(条例上の請求。任意開示を含めない)は()である。

- A 何人も請求可能
- B 広義住民以外の人、請求理由を書けば情報公開請求可能(条例に記載あり)
- C 広義住民のみ情報公開請求可能

【質問】⑤ 情報公開条例において、議会が実施機関になって()
A います B いません C その他()

【質問】⑥ 情報公開条例において、公社、100%出資団体が実施機関になって()
A います B いません C その他()

【質問】⑦ 情報公開条例または出資法人の規定などで、出資法人に関する情報公開の開示規定が()

A、ある(条件付きを含む)、 B、まったくない、 C その他()

【質問】⑧ 情報公開条例において「開示請求権の濫用禁止」の規定が()

A、 ない B、 ある C、制定される計画がある

【質問】⑨ 情報公開条例の内容が貴自治体のホームページ上の例規集で()

A、 わかる B、わからない

3、情報公開の規定について、

【質問】⑩ 情報公開請求の際のコピー代(複写手数料、A4、白黒1枚)は()である。

A、10円、 B、11円以上の()円

【質問】⑪ 情報公開の開示文書がコピーによらない、FAX、PDF等での開示が()である。

A、可能(条件付き可能を含む)、 B、不可能、 C、その他()

4、情報公開の施策について、

【質問】⑫ 貴自治体の次年度の予算編成過程の内容の情報公開について、他の自治体より公開が進んでいる点があればお書きください。(別紙可)
()

【質問】⑬ 貴自治体が情報公開の施策について、他の自治体より進んでいると思われる点があればお書きください。(別紙可)
()

5、 公共工事の入札に関する情報公開について、

(以下の回答の基準日は2010年1月1日現在でお願いします。また、今後改定が計画されている場合は記載をお願いします。)

(各項のA、B、・・・のうち当てはまるものを選択してください。)

【質問】⑭ 公共工事の入札における随意契約の相手方の選定理由について()

A、公表している、 B、未公表である

【質問】⑮ 公共工事の入札における予定価格の公表について、()である。

A 事前公表のみ B 事前公表及び事後公表の併用 C 事後公表のみ

D 未公表 E 未公表と事後公表の併用 F 未公表と事前公表の併用

【質問】⑯ 公共工事の入札について、インターネット上で落札結果を()

A、公表している、 B、公表していない

ご回答ありがとうございました

